

A35 原則として、退職金規定により診療所の勤務年数に応じた退職金を支払う必要があります

【解説】

個人の診療所又は医療法人に勤務している者が、MS 法人へ移籍して退職する場合、その者の退職金の算定について前職を MS 法人の勤務年数に通算することはできません。したがって、移籍時に個人の診療所又は医療法人の退職金規定による退職金の支給が必要になります。

ただし、MS 法人が退職金の額の算定する際の基礎となる勤務期間について、個人の診療所又は医療法人に勤務年数を含めることを退職金規程等において定めている場合には、以前に勤務していた個人の診療所又は医療法人の勤務年数と MS 法人の勤務年数を通算することができます。この場合、退職金の経費負担については、診療所と MS 法人との間で按分する必要があります。

なお、個人の診療所が医療法人となった場合で、その個人の診療所から引続き医療法人でも勤務する者についての退職金の取扱いは上記と異なります。医療法人において支給する退職金は、税務上個人負担分と法人負担分に区分して取り扱わなければならない。ただし、医療法人において相当期間経過後(個人所得税の最終申告年分について、更正の請求ができなくなった後)に退職金の支給がされる場合には、全額法人の経費となります。